

## 千葉県子どもの貧困対策推進計画について

現在、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）第 9 条に規定される「都道府県子どもの貧困対策計画」（努力義務）として策定作業を進めている。

## 1 背景

- 平成 25 年国民生活基礎調査（厚生労働省）
  - ・ 子どもの貧困率 16.3%
  - ・ 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6%

## 2 国の動き

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）  
〔平成 25 年 6 月 26 日公布・平成 26 年 1 月 17 日施行〕

## （目的）

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

- 子供の貧困対策に関する大綱〔平成 26 年 8 月 29 日制定〕  
⇒ 法律第 8 条により、国（政府）が定めるもの

## 【国の大綱の内容】

- (1) 子供の貧困対策に関する基本的な方針（10 方針）
  - ・ 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す
  - ・ 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する
  - ・ 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む
  - ・ 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する 等
- (2) 子供の貧困に関する指標（25 指標）
  - ・ 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率
  - ・ スクールソーシャルワーカーの配置人数
  - ・ スクールカウンセラーの配置率
  - ・ 就学援助制度に関する周知状況 等

(3) 指標の改善に向けた当面の重点施策

ア. 教育の支援

- ・ 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携
- ・ 生活困窮世帯等への学習支援 等

イ. 生活の支援

- ・ 保護者の自立支援
- ・ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援 等

ウ. 保護者に対する就労の支援

エ. 経済的支援

(4) 子供の貧困に関する調査研究等

(5) 施策の推進体制等

### 3 県の方針

● 都道府県子どもの貧困対策計画

⇒ 法律第9条第1項により、「都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるもの」とされた。

県として国の大綱を勘案し、「子どもの貧困対策推進計画」を策定。

### 4 子どもの貧困対策推進計画の策定スケジュール（予定）

27年度	内 容	備 考
～9月	計画素案の作成 社会福祉審議会低所得階層福祉専門分科会 諮問 パブリックコメントの実施 庁内・市町村への意見照会	
10月	社会福祉審議会低所得階層福祉専門分科会 答申 計画案（最終）の作成	
11月	策定・公表	

社会福祉審議会低所得階層福祉専門分科会

平成27年度第1回 平成27年 9月14日（月）開催予定